

平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）、平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定）及び平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）の一部改正
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別 表					別 表						
整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備考	整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕			備考
		(1)	(2)	(3)				(1)	(2)	(3)	
2～210 略					2～210 略						
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	略			備考	211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	略			備考
212～232 略					212～232 略						

- 2 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定）の一部改正
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別 表					別 表				
整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考	整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位 1リットル につきミリグラム〕		備考
		(1)	(2)				(1)	(2)	
2～210 略					2～210 略				
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	略		備考	211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	略		備考

212～232 略

212～232 略

- 3 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定）の一部改正
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別 表				別 表					
整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 〔単位 1リットル〕 につきミリグラム		備考	整理 番号	業種その他の区分	りん含有量 〔単位 1リットル〕 につきミリグラム		備考
		(1)	(2)				(1)	(2)	
2～210 略				2～210 略					
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号） <u>第6条</u> に規定する施設をいう。）	略			211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号） <u>第5条の2</u> に規定する施設をいう。）	略		
212～232 略				212～232 略					